



様式第2号

令和4年 9 月 2 日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 市民目線の会  
代表者名 平瀬 敬久

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午後3時40分
- 2 参加者氏名

平瀬敬久			

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会  午前の部：消防行政の広域化について 午後の部：効果的な予算・決算の審議手法を考える

- 4 概要  
別添のとおり

# 坂戸市議会議員研修会（午前の部）実施報告

市民目線の会 平瀬敬久

1 日 時 令和4年8月5日（金）午前9時58分～午前11時32分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「消防行政の広域化について」

(1) 埼玉県消防広域化推進計画について

埼玉県危機管理防災部消防課 主幹 鹿嶋 信也 氏

(2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

消防広域化推進アドバイザー 静岡市消防局 大石 光 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 埼玉県消防広域化推進計画について

ア 消防の広域化とは

消防の広域化とは、2以上の市町村が消防事務を共同して処置すること、または市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。但し、消防団は広域化の対象外となる。

小規模消防本部は消防用車両の確保や専門要員の確保に限界があり、組織管理や財政運営面での厳しさも指摘される。消防の広域化は、スケールメリットにより消防体制を強化することに有効である。

イ 広域化による効果の例

- ・災害発生時における初動体制の強化
- ・消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- ・本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

ウ 消防広域化の方式

以下の3方式から最適方式を選択する。

方式	特徴	全国での消防広域化採用地域数
⎧	・一部事務組合…意思決定の迅速性に欠ける。	36地域
	・広域連合 …全国的にも多くない方式。	3地域
	・事務の委託 …委託側の権限が失われる。議会、市民の意向を反映する仕組み作りが必要	17地域

エ 消防の広域化及び消防の連携・協力に対する財政措置（R4年度）

・消防の広域化

- 都道府県：
  - 普通交付税…消防広域化推進経費
  - 特別交付税…広域化対象市町村に対する支援に要する経費
- 市町村：
  - 特別交付税…消防広域化準備経費、消防広域化臨時経費
  - 地方債…防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債、一般事業債、一般補助施設整備等事業債

・連携・協力

- 都道府県：特別交付税…消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する支援に要する経費
- 市町村：地方債…防災対策事業債、緊急防災・減災事業債

オ 埼玉県消防広域化推進計画の策定、改訂状況

- ・国のH18年消防組織法改正、基本指針策定を受け、  
H20年3月 「埼玉県消防広域化推進計画」策定
- ・国のH30年4月の基本指針改正を受け  
H31年3月 「埼玉県消防広域化推進計画」改定

カ 上記「埼玉県消防広域化推進計画」改定の内容

- ・広域化対象市町村の組み合わせを、今後の消防業務の需要に応えうる程度の組織規模＝政令市レベル（管内人口50万人）とする。⇒県内7ブロックを目指す。
- ・特に、小規模消防本部の消防広域化推進を後押しする。
- ・連携・協力では、一部の事務を複数消防本部が共同して行う方法も推進する。
- ・計画期限はR6年4月1日とする。

キ 埼玉県における消防広域化の推移

- ・H20年3月時点（当初計画策定時） 36消防本部
- ・R4年8月現在 27消防本部
- ・R5年4月～ 26消防本部へ

※特に10万人未満の消防本部は12から6へ減少

(2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介（静岡市消防局の消防広域化の例）

ア 静岡市消防局の消防広域化の経緯（県の構想と静岡市周辺の状況）

H15年4月1日 静岡市と清水市の合併。新静岡市の誕生。

H17年4月1日 静岡市が全国14番目の政令指定都市へ。

H18年3月31日 さらに蒲原町とも合併。

H20年3月25日 県の消防救急広域化計画策定。静岡県は3消防本部を目指す。

H20年11月1日 さらに由比町と合併。

H22年2月11日 静岡地域3市2町の枠組みによる委託方式での広域化に同意。

H28年4月1日 3市2町による静岡市消防局の誕生。

イ 3圏域の広域化計画が現在の広域化の形に落ち着いた経緯

- ・H20年3月時点では、静岡県を人口100万人規模の東部、中部、西部の3圏域とする案でスタート
- ・H22年6月3日時点で、8圏域の案へ変更  
(政治的判断や、国の基準(30分での到着)での広域化へ)
- ・R4年4月1日時点で、16消防本部体制(東部7、中部2、西部7)

ウ 静岡市消防局の消防広域化の考え方(基本理念)…H23年度策定

- ・住民への消防サービスの充実化…人員は現場に置く、火災調査等の高度化、専門化を図る、消防航空隊、特別高度救助隊の有効活用、等
- ・全市町の一体的な総合力の発揮…職員の資質向上
- ・投資の効率化と参加自治体のコスト縮減…消防・救急車両の購入と配置、デジタル無線の共同整備、等
- ・参加自治体首長等の運営への主体的参画…首長に責任は残る。

エ 静岡市消防局 消防広域化の実現(H28年4月1日)、その要因

- ・3市2町で構成される体制は、静岡市の体制を基本とする事務委託方式。
- ・消防局2部8課、9署1分署23出張所、条例定数1,039人、実員1,034人。
- ・消防職員の処遇は静岡市に合わせた(静岡市消防局で採用)。
- ・人件費は静岡市の給与に合わせるが、負担は上限を設け、それ以上は静岡市が負担する(発足後10年間)。
- ・2市2町の消防庁舎は静岡市へ無償貸与。消防車両等は静岡市へ譲与。
- ・経費は各市町が一定の負担ルールで応分。
- ・管理運営経費は、静岡市の水準に合わせるが、はみ出す分は静岡市が負担する。
- ・委託後の運営は、静岡地域消防運営協議会を設置し、年3回協議会開催。

(3) 質疑応答

問 藤枝市、焼津市はなぜ静岡市消防局に加入しないのか? 加入すれば経費面での

静岡市の支援もあり、メリットの方が大きいと思うが。

答 両市は山間部を持たず、面積的にも狭く、2市で消防を十分まかなえるとの両市の判断。

問 高機能消防指令センターの広域化が、県の考えた7ブロックとずれているが、それに対する考えは？

答 県としては1つの案を示したものであり、県の7ブロック案とかみ合っていない。問題ない。

## 5 感想・所見

### (1) 埼玉県消防広域化推進計画について

これまで消防広域化は単純に財政面での負担軽減だと理解していたが、それだけではないことが理解できた。つまり、消防、救急ともに広域化により迅速な消防、救急のサービス対応が期待できることが理解できた。

静岡市消防局が広域化に向け、その実現に向け問題点を消し込み、その広域化を実現したのに対し、埼玉県の方は、案もあり計画も策定しているが、計画が抽象的で実現の具体性に欠け、当面実現は厳しいと思う。ただし、静岡市消防局の方は政令指定都市を抱える消防広域化の当事者であり、埼玉県の方は広域化を指示する立場であるため、そこは同じ土俵では比較できないことは考慮せねばならない。

### (2) 消防行政の広域化に係る先進事例の紹介

静岡市消防局の広域化実現には、体制は静岡市に合わせ、静岡市が人件費、管理運営費とも基準を超える分は（2市2町に対し）負担する、との姿勢が大きく影響していると思う。これが広域化成功の大きな原動力になっていると思う。政令指定都市である静岡市の財政面での強さがあることと言えるが、全国でも消防広域化の実現には、この静岡市消防局型の採用が有効であると思われる。

ただ、この静岡市の人件費、管理運営費の負担は10年間と期間が限定されていることから、それ以降は2市2町の負担となってくる。それとも再度、協定を更新し、静岡市が負担するのか、その時点の対応が気になる。埼玉県での広域化の参考にしたい。注視したい。

また、静岡市の負担（支援）があっても藤枝市、焼津市のように静岡広域消防局に参加しない消防組合（事務組合）もある。これは消防も自治体（行政）の区画と同一である方が望ましいとの考え方もかもしれないが、広域化が進まない要因でもあると考える。

# 坂戸市議会議員研修会（午後の部）実施報告

市民目線の会 平瀬敬久

1 日 時 令和4年8月5日（金）午後1時28分～午後3時40分

2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室

3 内 容 「効果的な予算・決算の審議手法を考える」

(株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。  
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 予算審議について

二元代表制をとっている地方自治体において、首長と議会は対等な立場である。独任制の機関である首長は、一人では住民の要望は取れない。よって、合議制の議会  
で住民の意見を把握していく必要がある。

議員は議会報告会で市民の意見を聞き、議員活動で市民の意見を把握していくこと  
になる。それを予算審議に活かしていくことが重要である。

ア 坂戸市議会は全ての議案を可決しているが、議案には修正をかけるのがいい。

- ・内々に市長へお願いしたり、議員全員協議会等で修正を依頼しているのかもしれないが、そのやり取りは公開の場に出ないのも議会としてマイナスである。
- ・公開の場で議論せねば、市長だけが住民の意見を反映していると思われ、議会は評価に値しなくなる。

イ 議会は、予算に対し増額修正の議決が可能である。

ウ 予算の増額修正以外の手法は、①予算組み替え動議、②予算に対する附帯決議、  
③予算に対する執行留保決議の3つがある。

(2) 決算認定について

予算審議には力を入れていても、決算審議に関しては予算審議ほどには力を入れて  
いない議会が多い。確かに予算は修正案も出せ、住民への説明もしやすい。それに対  
し、決算は認定か不認定しかできず、歳出について違法支出があっても返還はできな

い。

しかし、決算があつての予算であり、決算は市長への政治的責任を負わせるものである。執行した予算、サービスが効果的であったかの議会としてのチェックが必要である。限られた予算を効果的に使うための効果測定が必要であり、そのための決算審議に力を入れるべきである。

### (3) 委員会審議について

委員会の公開は義務化されていない。しかし、議会改革は住民のためであり、住民目線で取り組むためにも公開すべきである。わざと隠すのはもったいない。

なお、坂戸市議会の委員会審議には以下の傾向がある。改善すべきである。

ア 所管の事務調査が少ない。

- ・これは、所管による事務調査をもっと積極的に行なうべきである。

イ 現状や見通しに関する質疑が多い。

- ・委員会では疑義を質し、自身の意見を述べることができる。そうすべき。
- ・健全な予算の組み方が行なわれているかのチェックを！
- ・空財源を見込んでいないかのチェックを！（国の補助金を前提とした予算であれば、もしそれがなくなった場合、成り立たなくなる。）
- ・重要度の順位チェックを！（他の自治体とも比較し、予算の優先順位が妥当か疑義を質すべき。）

ウ 住民の意見、要望にもとづく質疑が少ない。

エ 代替え措置の意見が少ない。

オ 裏付けが弱い。

- ・執行機関からの情報集めが少ないのが原因ではないか？
- ・事前情報であるべきものが、委員会や本会議での質疑になっている。

カ 請願が少ない。

- ・請願への議員の意見の反映はどうなっているのか？

キ もっと事業評価に力を入れるべき。

- ・現状は感想で終わっている。
- ・どう次の予算に活かすのかとの視点で評価すべき。
- ・執行部の事業評価は主観が入るため、やるだけ無駄。客観的でない。

- ・経済効果の低い事業はないか、不要不急がないか、民間（PFI等）で実施できないか、等の視点で見ること。
- ・新規事業拡充のための廃止事業は何か？…長く続いている事業が正しいとは限らない。ゼロからの見直しや人件費のチェックも必要。
- ・来年度以降の財政負担も考慮する。

#### （４）坂戸市議会への提言

坂戸市議会で即効性のある審議の改善として以下内容を提言する。

- ア 議員間討議を公開し、会議録に残るようにする。
  - ・現状は休憩中に行われており、これでは会議録に残らない。
- イ 予算編成過程の公表を執行部に求めていく。
  - ・編成過程の一覧表が公表されれば、所管の予算要求額や財政的に削られた額がわかり、議会としての予算の優先順位の判断材料となる。
- ウ 議員の監査委員も予算決算常任委員会に出席できるようにする。
  - ・現状は議員の監査委員は出席対象となっていない。この出席を認めることで議会に監査委員の立場からの情報がフィードバックされる。議員の監査委員が出席しても「職務上で得た情報公開条例」には該当しない。

#### 5 質疑応答

講義時間が若干オーバーした関係で、質疑応答の時間は割愛された。

#### 6 感想・所見

- （１）これまで坂戸市議会では予算案に反対する場合に修正案が必要かどうかで、長らく会派間で議論が行われてきた。今回の講義で、反対の際も修正案が不要であるとの結論が出たと考える。但し、修正案を出さなくても、（修正案を含めて）3つの方法があることがわかった（予算組み替え動議、予算に対する附帯決議、予算に対する執行留保決議）。今後、それらも活用していきたい。
- （２）予算審議同様に決算審議することの重要性、議員間討議の公開、委員会の公開（委員会は坂戸市議会では以前から傍聴可となっており、インターネットでの生中継や録画配信の実施と理解）、等 市民に開かれた議会を目指していく重要性も理解できた。
- （３）委員会での議員間討議は休憩中でなく、会議録に残るようにすべきとの指摘、実にもっともである。せっかく議員間で討議しても、それが非公開であれば、市民へその議論の内容が伝わらない。この議員間討議を休憩中でなく会議録に残すために



は、議会の申し合わせ事項の改訂が必要である。今後、議会内での議論が進み、休憩中でなくなるようになっていきたい。

- (4) これまで委員会では個人の意見は述べるできないと考えていた。個人の考えを述べて質問できるのは一般質問のみと捉えていた。今回の講義で委員会質疑でも個人の考えを述べて質疑できることを初めて知った。今後の委員会質疑に役立てたい。
- (5) 講師の廣瀬先生は、過去の坂戸市議会の議事録等から「議員の勉強不足」という点を指摘された。耳の痛い指摘だが、そう言われないように勉強していかねばならないと感じた。